

「広島県若年性認知症 サポートルーム」に

お気軽に♪

ご相談ください。

～認知症は高齢者だけの病気ではありません～

若年性認知症とは？

65歳未満で発症する認知症を「若年性認知症」と言います。働き盛りで発症するため、就労継続や子どもの養育費などの経済的負担、また配偶者が介護者となり家庭内の多くの役割を担うなど、高齢者の認知症とは異なる課題を抱えています。

車の運転を
危ないと言われた

仕事でのミスが
目立つなあ

最近、探し物を
することが増えた

こんな時には一人で悩まず、
ちょっと話してみませんか？

友だちとの約束を
よく忘れるようになった

「認知症」と診断されたが、
どんな制度が利用できる？

最近、思うように出来ず、
イライラする、不安。

相談無料！ なんでもお気軽にご相談ください!!/

広島県
若年性認知症
サポートルーム

電話：(082)298-1034 ※通話料はご負担いただきます。

〒732-0816 広島市南区比治山本町12-2 広島県社会福祉会館 4階

受付時間：月曜日～金曜日 9:00～17:00(祝日・年末年始を除く)

メールアドレス：jakunen@htc.or.jp

※メールでのご相談の場合、受付の時間帯によってはお返事が遅くなる場合がございますので、あらかじめご了承ください。

本事業は、公益社団法人 広島県社会福祉士会が広島県から委託を受けて実施しています。

「広島県若年性認知症サポートルーム」には「若年性認知症支援コーディネーター」が配置されています。

若年性認知症支援コーディネーターとは？

若年性認知症の人やその家族を支援するために、関係機関やサービス担当者との調整役として、必要に応じて職場や福祉サービス事業所等と連携し、就労継続や居場所づくりに働きかけるなど、総合的なコーディネートを行う専門職です。

具体的な相談例

- どんな医療機関を受診したらよいの？
- 職場に認知症かもしれない従業員がいるが、どうしたら良いか
- 医療費の助成や障害年金など、利用できる制度やサービスが知りたい
- 地域で「若年性認知症」の勉強会がしたい



若年性認知症の本人・家族、企業や地域など

- ・仕事の悩み
- ・日常生活の支援
- ・財産の管理
- ・健康面の不安など

相談

支援

- ・介護保険など利用できる制度やサービスの情報提供や各種手続きに関する支援
- ・専門の医療機関の紹介や受診への同行
- ・就労や社会参加などに関する相談先との連絡調整
- ・若年性認知症の方やご家族のつどいの紹介 など



医療機関等



職場・ハローワーク等



福祉関係者



行政等の支援機関

広島県若年性認知症サポートルーム
(若年性認知症支援コーディネーター)

ひろしま オレンジパスポート

広島県認知症地域連携パス

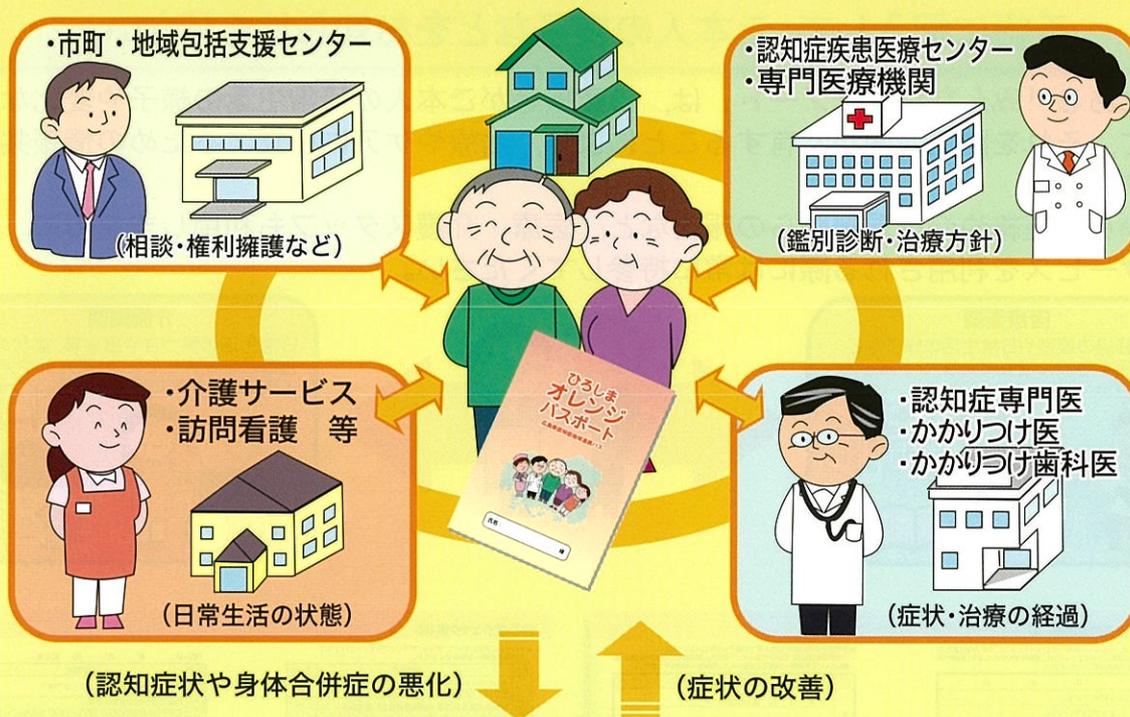
「ひろしまオレンジパスポート」は、認知症のある方の地域生活を支える医療・介護機関が、検査・治療の経過や日常生活の変化などの情報を共有することで、症状に応じた適切な治療やケアなどにつなげ、生命や身体、財産を護ることも含めて、ご本人とご家族が、地域でおだやかに安心して暮らせるように支えるためのパスポートです。

広島県
広島県精神神経科診療所協会

広島県医師会
広島県病院協会

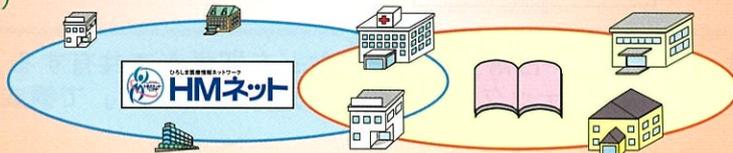
広島県精神科病院協会
認知症疾患医療センター

医療・介護機関が連携して、地域での暮らしを支えます。

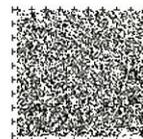


入院治療・施設入所

- 「ひろしまオレンジパスポート」は、ご家族等を含む関係者の連携ツールとして、「HMネット」(検査・診療情報)と「手帳ファイル」(日常の様子)によって情報共有を行います。
(検査・診療情報も含めて、「手帳ファイル」のみで情報共有を行う医療機関もあります。)



※情報共有は、ご本人家族等の同意に基づいて行われます。



これは音声コードです
目の不自由な方への情報提供
を目的としています。

決められない人だから
代わりに決めてあげる
から

本人の意思に基づいて
「本人が決める」ことの
支援へ

意思決定支援の重要性

- 一人ひとりが自分で意思を形成し、それを表明でき、その意思が尊重され、日常生活・社会生活を決めていくことはとても重要なことであって、このことは**認知症の人についても同様**のことです。



意思決定支援とは

- 認知症の人（認知症と診断された場合のほか、認知機能の低下が疑われ意思決定能力が不十分な人を含みます）であっても、その能力を最大限活かして、**日常生活・社会生活に関して自らの意思に基づいた生活を送ることが**できるようにするために行う、意思決定支援に関わる全ての人による本人支援、と示されています。

日常生活での「決める」の場面とは

- ▶ 自分の好きなものを食べる、選んだ服を着る
- ▶ 行きたいと思う場所に出掛ける
- ▶ 入所中の施設の行事に参加する など

→これまでの生活や価値観が反映される場面
日常生活が確保されることが尊重される場面

社会生活での「決める」の場面とは

- ▶ 住まいの場を選ぶ、独り暮らしを選ぶ
- ▶ 介護・ケアサービスを選ぶ
- ▶ 自宅を売却する など

→本人のとって見過ごすことのできない
重大な影響が生じる場面



認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

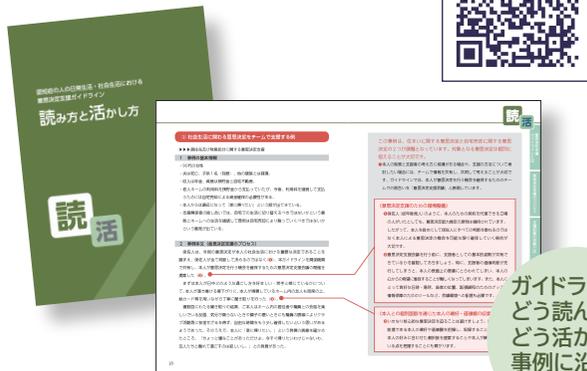
ガイドラインを
読むには
こちらから→



意思決定支援やガイドラインをもっと知りたい

ガイドラインをくわしく解説してほしい(ガイドライン補助資料)

意思決定支援ガイドラインの
読み方と活かし方



ガイドラインを
どう読んで、
どう活かすか、
事例に沿って
分かりやすく

ガイドラインの説明を聞いてみたい(専門職研修動画教材)

意思決定支援ガイドライン研修
(医療職向け組み込み型研修)



ご本人の声
(メッセージ)
もあります

意思決定支援ガイドライン研修
(介護職向け組み込み型研修)

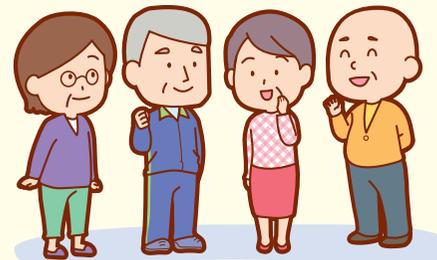


認知症の人の
日常生活・社会
生活における
意思決定支援
ガイドライン

あなたの「決める」を
みんなでささえる

意思決定支援にかかわる
すべての人に知っておいてほしいこと

できることはたくさんある。
それを聴いてほしい、
かなえない。



意思
形成

意思
表明

意思
実現

ご本人の「声」で説明します

時間・場所、一緒にいる人

- こうしたい、どっちがいい、などを決める
とき、まず自分を知ってくれて、話を聞いて
くれるような信頼できる人に支援してもら
いたいよ。
- 立ち会う人も、遠慮なく自分の意見が言
えるような人がいいね。
- 普段行かないような慣れない場所よりも、
自宅がいいです。ありがたいけど、大勢
で取り囲まれ
ちゃ、言いた
いこともあま
り言えないし。



「思う」「考える」をささえる

- 自分で選んで決めたいけど、違いがよく分
からないから選べないなあ。
- たくさん説明してくれるときは、ゆっくり
と分かりやすくお願いします。あと、紙
に図や表などで書いてくれると分かりや
すいです。
- 「Aですか・Bですか」だけでなく、「何
がしたいですか」、「どうしたいですか」
って聞かれる方が、したいことを言いやす
いなあ。
- 説明の途中で、確認してくれるといいで
す。最初の方に言われたことがあやふや
になっちゃうから。

確認や振り返り

- 支援に関わる皆さんに自分のことを分
かってもらえると安心だし、前に言ったこ
と、ちょっとしたこと、覚えてほしいよ。
- 一緒に考えたことを、一緒に振り返れば
思い出すこともあります。決めていく途
中のていねいな支援がうれしいです。

意思決定支援の原則

- 1 本人の意思の尊重
- 2 本人の意思決定能力への配慮
- 3 早期からの継続的支援

意思決定支援のプロセス(流れ)

環境の整備

意思決定支援の3要素

意思形成 の支援

適切な情報、認識、
環境の下で意思が
形成されることに
対する支援

意思表明 の支援

形成された意思を
適切に表明・表出
することに対する
支援

意思実現 の支援

本人の意思を日常
生活・社会生活に
反映すること
に対する支援

プロセスの記録・確認・振り返り

それぞれのプロセスの具体的な内容は、
ガイドラインや「読み方と活かし方」を参照してください。

支援者の「声」で説明します

“ささえる”ための原則

- ご本人が表明された意思（何をしたい、
どっちがいい、など）を聴き、それを尊
重することから始まります。
- 支援する側の目線や都合ではなく、ご本
人の自己決定を尊重します。
- ご本人が決定するために必要な情報を、
保たれている認知能力に応じて、工夫や
確認をしながら説明していきます。
- 言葉だけでなく、身振り・手振り、表情
の変化も読み取っていきます。
- 早い段階から、伴走するように、ご本人
の「決める」を支援していきます。

「話す」「伝える」をささえる

- ご本人が意思を伝えられるように、時間
をかけて、コミュニケーションを取る中で
聞くことを心がけています。
- 私たちも同じですが、時間が経ったり、
状況が変わったり、最初の意思は変わる
ものです。時間をおいて、何度でも私た
ちに話してください。
- ご本人の生活歴や普段の様子・価値観な
どから「おかしいな」「迷ってるのかな」
と感じたときは、一旦立ち止まって、ご
本人にも、もう一度確認し
ています。



「する」「かなえる」をささえる

- ご本人の意思を、多職種協働や社会資源
も活用しながら、日常生活・社会生活に
反映できるよう伴走していきます。
- 実際にやってみて、ご本人の意思が変わ
ることもあります。ご本人にとって無理の
ない提案をしながら継続的に支援してい
きます。